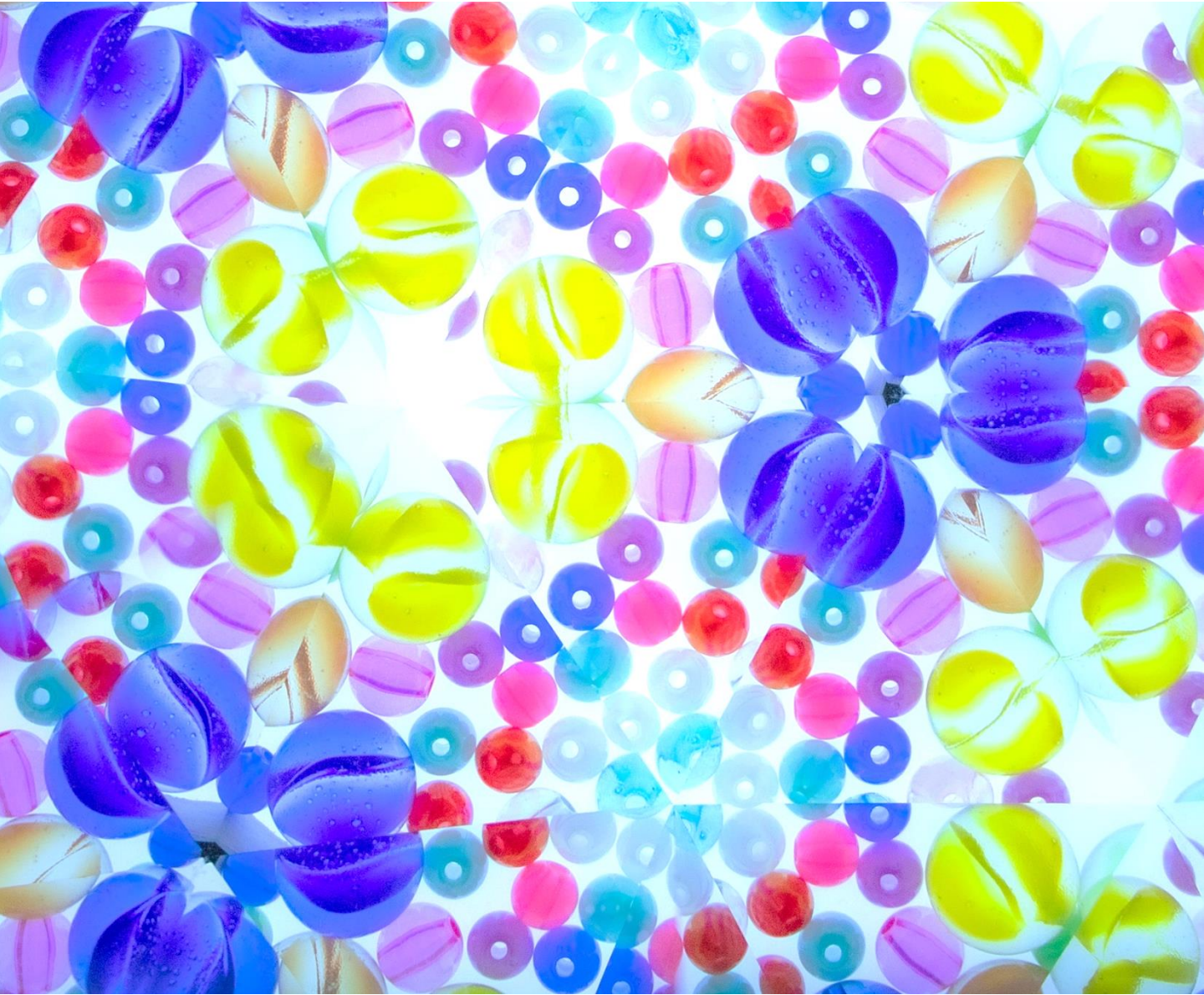


T-NEWS

7

【 Vol.062 】



<万華鏡の世界>

土屋 敬の「つれづれ雑記」

小規模企業共済制度における貸付が無利子化
20万円以下の国際郵便の輸出免税要件が厳格に！
ワーケーションとブレジャー、会社負担の旅費の取扱は？
労働者派遣法改正（派遣労働者の働き方改革と同一労働同一賃金）

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

令和3年7月1日からの大雨による災害により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。当社では、災害救助法が適用された地域のご契約者さまに、ご契約を失効させることなく継続するため、以下の特別措置を実施します。

1.保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6ヶ月間延長いたします。

2.保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。必要書類や印鑑のご準備が困難な場合など、担当者またはカスタマーセンターへご相談ください。



土屋 敬のつれづれ雑記 『人間は左側が好き』

今月は、私のマーケティングの師匠・藤村正宏さんから教えていただいた法則をご紹介します。

皆さんは自転車に乗るとき、どちら側から乗りますか？
たいていの人は、左側から乗りますよね。

地下街やアーケード街などを歩いているとき、
どちら側を歩いているかを気にしてみてください。
何も制約のないところでは、人間は左側通行になりがちです。

陸上競技やスピードスケートのトラック、野球のベースなど、
すべて時計の針とは反対の左回りになっています。
そのほうが記録が伸びるからです。

このように、人間は無意識のうちに、左側にとらわれています。

どうして人間は左側にとられるのか？
これは、人間の脳のせいなんです。

人が空間を捉えるのは、右脳です。脳の反応は、嗅覚以外左右がクロスして出るため、
人が空間を意識するのは、左になるのです。

この習性は、マーケティングにも応用されています。

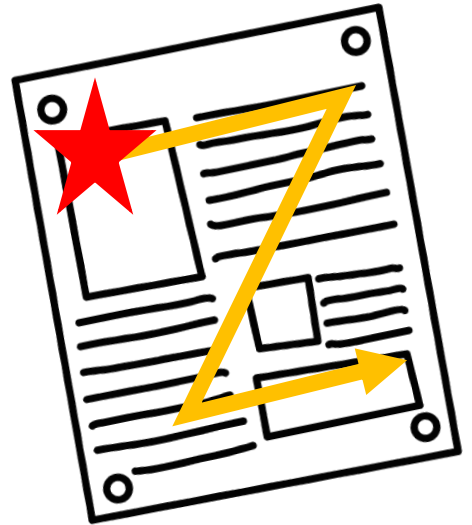
スーパーやコンビニ等の店舗では、人の流れが反時計回りになることを考慮して売り場の位置が決められていますし、テーマパークは多くの人が左側を歩くということを基本に設計しています。

さらにこの法則は、商品陳列や広告チラシなどにも応用されています。

「人間の視線は、左上から右上、斜め左下と移動し、最後に右下と、Z型に動く」。
購入してほしい商品など、目立たせたい商品は、左の上のほうに陳列すれば、
より強い印象を与えることができます。
広告チラシも目玉商品は、必ず左上に載せてありますよね。

この法則を知っていると、店・事務所の動線やショーウィンドウの位置、
ディスプレイの構成、POPの場所、チラシやお手紙の作り方も変わってきますね。
まずは、「Z」を意識することから始めてみようと思います。

今日も一日、笑顔で一緒に頑張ってまいりましょう！



小規模企業共済制度における貸付が無利子化

■新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは、経済環境の変化などに起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、(独)中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度である。

さらにその特例措置として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和が実施されている。

- 対象者: 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者
- 借入額: 50万円～2,000万円(掛金納付月数に応じて、掛金の7割～9割)
- 借入期間: 借入額が500万円以下の場合は4年、借入額が505万円以上の場合は6年(いずれも据置期間1年を含む)
- 利率: 0%(無利子)
- 返済方法: 据置後、6か月毎の元金均等払い

例えば400万円を借り入れた場合、4年間無利子となり、そのうち1年間元本据置で、残り3年間で6回の分割返済をすることになる。

■共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

約定償還期日が令和2年3月1日以降の借入が対象となるが、令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている人は、延滞利子が約定償還期日から1年間免除される。こちらの対象者も上記通りである。

■掛金の納付期限の延長など

希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金月額額の減額を選択することも可能である。こちらの対象者も上記通りである。

①掛金の納付期限の延長

掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付(掛金請求)を停止できる。

②掛金月額額の減額

掛金月額額は、1,000円から7万円の範囲内(500円単位)で自由に選択できる。

なお、ご自身の借入限度額は、4月と10月に郵送される「小規模企業共済に係る一般貸付の貸付限度額のお知らせ」というハガキに記載されているので、希望者はご確認いただきたい。

参考: 中小企業基盤整備機構「新型コロナウイルス感染症にかかる小規模企業共済制度の特例措置について」

https://www.smri.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_s.html

共済相談室(コールセンター): 050-5541-7171(平日 9:00～18:00)

(今村 京子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

20万円以下の国際郵便の輸出免税要件が厳格に！

令和3年度税制改正により、価格20万円以下の資産を郵便物として輸出する場合の、輸出免税を受けるために保存すべき書類などの見直しが行われた。輸出免税を悪用した消費税の不正還付を防止するため、輸出免税の適用要件が、今回の改正で厳格化された。

■ 20万円以下の国際郵便は、輸出免税の適用要件が緩かった

商品などの輸出取引については、その輸出の売上に係る消費税が免除される。しかし、輸出する商品を国内で購入した際に消費税を支払うので、消費税の還付が生じ得ることになる。

輸出免税の適用を受けるためには、輸出取引の区分に応じて輸出許可証、税関長の証明書または輸出の事実を記載した帳簿や書類を納税地において7年間保存する必要がある。

しかし、国際郵便を使った価格20万円以下の商品の輸出については、税関に輸出申告して許可を得る必要がないため、輸出免税の適用においても、輸出した事業者自身が、一定の事項(取引の相手方の氏名、取引年月日、取引の内容、対価の額)を帳簿に記載し、その帳簿のみを保管すれば良いこととされていた。

このため、事実と異なる内容を帳簿に記載し、架空の輸出取引を計上するなど、不正に消費税の還付を受けようとする行為が問題となり、今回の改正に至った。

■ 輸出免税の適用を受けるための保存書類の見直し

輸出する資産の価額(注)が20万円以下である場合の、輸出免税の適用を受けるために保存すべき輸出の事実を証明する書類などについては、次のとおり見直しが行われた。

(注)この価額とは、FOB価格であり、原則として、当該郵便物の現実の決済金額(例えば、輸出品物の販売金額)となる。

改正前	改正後
① 以下の事項を記載した「帳簿」 イ 輸出の年月日 ロ 品名並びに品名ごとの数量及び価額 ハ 受取人の氏名若しくは名称及び住所等 又は ② 郵便物の受取人から交付を受けた「物品受領書」その他の書類で以下の事項が記載されたもの イ 輸出した事業者の氏名若しくは名称及び住所等 ロ 上記①のロ及びハ ハ 郵便物受取の年月日	① 小包郵便物又はEMS郵便物 (1) 日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類 及び (2) 発送伝票等の控え（以下の事項が記載されたもの） イ 輸出した事業者の氏名又は名称及び住所等 ロ 品名並びに品名ごとの数量及び価額 ハ 受取人の氏名又は名称及び住所等 ニ 日本郵便株式会社による引受けの年月日 ② 通常郵便物 日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類（品名並びに品名ごとの数量及び価額を追記したもの）

出典:国税庁「消費税法改正のお知らせ」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/r03kaisei.pdf>

改正後は輸出免税の適用を受けるには、EMS郵便物については、(1) 郵便局の引受票と、(2) 一定の事項が記載された発送伝票などの控えを保存することが必要となる。

令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡などから適用されるので、注意されたい。

(木下 洋子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
 ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
 下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所
 (氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

ワーケーションとブレジャー、会社負担の旅費の取扱は？

観光庁は、旅先で仕事をする「ワーケーション」や「ブレジャー」の普及を促進している。「短期」、「密集」という従来の日本の旅行スタイルと異なる、仕事と休暇を組み合わせた滞在型旅行を提案することにより、感染症の拡大を防止しつつ、コロナ禍で落ち込んだ旅行需要の回復に役立てることを目的とする。

その普及活動の一環として、観光庁は昨年末に『新たな旅のスタイル』ワーケーション&ブレジャー 企業向けパンフレット(簡易版)を作成し、ワーケーションなどに伴う旅費の税務処理の考え方についてのQ&Aを掲載している。

■「ワーケーション」と「ブレジャー」

ワーケーションとは、Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語である。テレワークなどを活用し、普段の職場と異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うことである。休暇主体の「休暇型」と仕事主体の「業務型」の2パターンがある。

ブレジャーとは、Business(ビジネス)とLeisure(レジャー)を組み合わせた造語で、出張などの機会を活用し、出張先などで滞在を延長するなどして余暇を楽しむことである。

実施形態(イメージ)



■ワーケーションの旅費(休暇型)

企業向けパンフレットのQ&Aには、休暇型ワーケーションに係る旅費の取扱が記載されている。

従業員が休暇を利用して私的旅行をする際、その空き時間において宿泊先でテレワーク業務を行う場合において、「その旅行に係る往復の交通費を企業が負担した際はその従業員に対する給与として課税する必要があるか」との問いに対し、原則給与として課税する必要があるとしている。

法人が従業員などに支払う金品などは原則、給与課税の対象となる。ただし、勤務する場所を離れて職務を遂行するために行う旅行などについて通常必要と認められるものについては、課税されない。

私的旅行は法人の業務を遂行するために行う旅行とは認められないので、私的旅行の合間の時間に一部業務を行ったとしても、その私的旅行に係る往復の交通費は法人の業務の遂行上直接必要なものとは考えられず、その従業員が負担すべき費用となる。よってその往復の交通費を法人が負担した場合は、原則としてその従業員に対する給与として課税することとなる。

■ブレジャーの旅費

Q&Aでは、ブレジャーについても出張中に私的旅行を組んだ場合の往復旅費の税務上の取扱について考え方を示している。

東京から大阪へ出張の場合

Case 01 業務と同じ場所で私的旅行を行った場合



Case 02 業務と異なる場所で私的旅行を行った場合①



※東京-大阪間の往復旅費は会社負担につき、
実質、個人負担は生じないといえます。

Case 03 業務と異なる場所で私的旅行を行った場合②



いずれのケースも、往復の旅費は会社の経費となり、給与課税されない。

その旅行の直接の動機が業務の遂行のためであり、その旅行を機会に観光を併せて行うものである場合は、その往復の旅費(取引先の所在地などその業務を遂行する場所までのものに限る)は、法人の業務の遂行上必要と認められるもの、つまり旅費として取り扱うことになる。

出典: 観光庁『『新たな旅のスタイル』ワーケーション&ブレジャー 企業向けパンフレット(簡易版)』
https://www.mlit.go.jp/kankochu/workation-bleisure/img/wb_pamphlet_simple.pdf

(木下洋子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
 ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
 下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所
 (氏名) ライフプランナー 土屋 敬
 (住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F
 (電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463
 (E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

労働者派遣法改正(派遣労働者の働き方改革と同一労働同一賃金)

2021年1月と4月に、労働者派遣法が改正されました。今回の改正は柔軟な働き方の実現を目指す「働き方改革」と、正規労働者・非正規労働者の待遇差をなくす「同一労働同一賃金」を踏まえ、これまで曖昧だった派遣労働者の雇用の安定とキャリアアップなどを明確にしたものです。賃金の適正化、キャリアアップの支援などにより、派遣労働という働き方は、これまで以上に注目されています。

■2021年1月1日の改正内容

☆派遣労働者の雇入れ時における教育訓練についての説明義務付け

派遣会社の積極的な給育訓練、キャリアコンサルティングの実施による派遣労働者が希望するキャリア形成支援

☆派遣契約書の電磁記録を認める

社会情勢を踏まえた政府によるデジタル化推進、ペーパーレス化や事業者の負担軽減

☆派遣先企業での派遣労働者からの苦情の処理

派遣先企業側に使用者責任がある事項の場合、派遣労働者からの苦情対応は派遣先企業の誠実かつ主体的な対応を求める

☆日雇派遣での解除にも休業手当の支払を厳格化

派遣会社や派遣先企業の都合で日雇派遣契約が解除される場合、別の働き場所を確保できなければ、派遣会社に休業手当の支払義務が発生。ただし派遣先企業の都合で契約解除となった場合は、派遣先企業は休業手当以上の額を派遣会社に補償する

■2021年4月1日の改正内容

☆雇用安定措置として派遣スタッフの希望を聴取

同一組織への3年間の就労が見込まれている派遣労働者に、「派遣先企業への直接雇用の依頼」「新しい派遣先の提供」「派遣会社での無期雇用」「その他雇用安定を図るための措置」のいずれかを実施《雇用見込みが3年未満の派遣労働者については努力義務》するため、派遣労働者の希望を聴取し「派遣元管理台帳」に記載する

☆インターネットによる開示の原則化(以下の情報公開が義務化)

- ・派遣労働者数
- ・派遣料金の平均額
- ・派遣労働者の賃金の平均額
- ・派遣先企業の数
- ・マージン率
- ・労使協定の締結状況
- ・派遣労働者のキャリア形成支援制度事項

参照:厚生労働省リーフレット キャリアアップ措置や雇用安定措置等の派遣元の責務が強化されます

<https://www.mhlw.go.jp/content/000700279.pdf>

厚生労働省 労働者派遣事業関係業務取扱要領(令和3年4月1日以降)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou.html

(沖田真紀 特定社会保険労務士)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp